

# 豊橋市立前芝小学校

## いじめ防止基本方針



平成30年4月2日  
令和3年5月31日改定  
令和4年5月31日改定  
令和7年4月1日改定

# 豊橋市立前芝小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### 「いじめをしない・させない・見逃さない」

子どもたちにとって学校は、安心・安全に生活できる場でなくてはならないが、いじめはどの集団にもどの児童にも起こり得る問題である。本校の教育目標である「つよく かしこく むつまじく」の基盤は安心できる学校生活にあり、起こってしまったいじめ現場で「傍観者」の中から「相談者」「仲介者」が現れる風土を作ることが重要である。また、そのための児童生徒の人間関係を踏まえた、日々の道徳・学活指導が大切である。学校生活には子どもたちの「居場所」があり、子ども同士の「仲間意識＝絆」があることが大切となる。教師の進める「居場所づくり」と、子どもが主体となる「仲間意識」を重視した学校づくりを進めることで、認め合える人間関係づくりが進み、いじめを未然に防止することが可能となると考える。また、教職員をはじめとする大人は、自身の言動が児童生徒に大きな影響を及ぼすことがあることを常に意識して行動しなければならない。

本校では、学校経営方針の「感謝と感動の広がる前芝小学校」の中での、『自他を認める人間関係づくりを図る』『感謝の気持ちをもち、誰に対しても公平に接することのできる温かい心をもった子どもを育成する』を柱の一つに位置付け、具体的な方策として「いじめの起きにくい温かい集団づくり」を掲げた。

一方、起こってしまったいじめについては、「被害児童への配慮の徹底」と「加害児童への毅然とした指導」を行い、状況によっては警察との連携も視野に入れる。

国も「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうる」としていることから、学校としても、全教職員が、子どもたちからの小さなサインを見逃さないように努め、学校全体で組織的に指導に当たっていく。

## 2 いじめ防止対策組織

この組織は、前芝小学校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念を、特定の教員が抱え込むことのないように対応する。その際、あくまでも「いじめられた子どもを学校が守る」スタンスを貫くことを前提とし、本委員会がいじめ防止（未然防止、早期発見・早期対応、事案措置、重篤ないじめへの対処 等）対策の検討をする中核組織となる。

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割や機能等

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取り組みに

係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ取り組みの改善を図る。

#### **イ 教職員への共通理解と意識啓発**

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・「生活サポート委員会（いじめ・不登校対策委員会）」で検討した内容を、職員会議等で報告する。
- ・現職研修では、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディ（ケース会議）を計画的に位置づけ、教職員の生徒指導に関する力量向上に努める。
- ・アンケートや教育相談の結果を集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

#### **ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発**

- ・「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」の結果を、学校新聞及び学校のホームページに掲載する。

#### **エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）**

- ・いじめ事案の事実把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、管理職の指導の下、迅速かつ効果的に対応する。また必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消されたと判断した場合も、被害者・加害者双方の子どもの様子をその後も見守り、継続的な指導・支援を行う。

### **3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み**

#### **(1) いじめの未然防止の取り組み**

- ア 子ども同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していくための「居場所づくり」と「絆づくり」を意識した学級づくりを進める。
- イ 児童の活動の努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 自分たちでいじめのない学校を醸成させていくために、子どもの自主的な活動（運営委員や委員会による集会等）を積極的に取り入れる。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 全学年で情報モラル教育を推進し、子どもがインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ 子どもの人格を認めることを基盤におき、教職員の言動や行動がいじめを助長することのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- キ 生活サポート委員会等で名前のあがった子どもについては、早期にスクールカウンセラーの面談を行い、いじめにつながらないように前もって支援体制を考える。
- ク 中学校との情報共有を図り、子どものよりよい指導のあり方を考える。

#### **(2) いじめの早期発見の取り組み**

- ア 生活アンケートを毎月10日前後に実施し、気になる児童については面談を行う。

また、6・10・2月の3回は保護者と一緒にアンケートを行い、保護者にも児童の状況を把握してもらう。その結果をもとに全職員で情報交換会（あすなろ会）を行い、情報共有を図り、より適切な働きかけや指導ができるように努める。

- イ 教師と子どもとの温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、情報を共有することによって、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ スクールカウンセラーやいじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、子どもがどこにでも相談できるような環境を整えるとともに周知を図る。
- エ 日頃から「誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得る」ことを児童に意識させ、いじめに加担したり、見て見ぬふりをしたりすることがないよう指導する。

### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「生活サポート委員会」を中心に、組織的かつ迅速に対応する。
- イ いじめにあった子どもを最後まで絶対に守るという姿勢で対応する。子どもの安全を最優先することを心がけて対応する。
- ウ いじめた側の子どもには教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。いじめた側の見守りにも十分配慮して対応する。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや駐在所、民生委員、関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。そして児童のプライバシーを確実に守る。
- カ インターネット上のいじめへの対応は、ネットモラル教育の徹底をしつつ、必要に応じて教育委員会、警察署、法務局等とも連携して行う。そして記載内容については、教育委員会や警察に削除要請を行う。
- キ LBGTをはじめとする「性的マイノリティ」である児童生徒に対して、いじめの対象にならないように配慮する。こうした児童生徒は自身の状態を秘匿し、表面的にはその特性が認知されにくい場合が多いことを踏まえ、大人が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすよう心がける。

## 4 重大事態への対処

### いじめ重大事態とは

- ・**いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合**

生命・心身・財産重大事態（法第28条第1項第1号）

- ・児童生徒がいじめ自殺を企図した場合
- ・精神性疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品に重大な被害を被った場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・**いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合**

不登校重大事態（同条第2項）

- ・相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて30日を目安とする。

- (1) 重大事態が生じた場合は、直ちに教育委員会に報告をし、「いじめによる重大事態への対処に関するフロー図」に基づいて対応する。
- (フロー図については別紙)
- (2) 学校が調査を実施する場合は、「いじめ防止対策組織（生活サポート委員会）」が調査の母体となり、「学校いじめ防止基本方針」にしたがって調査する。事案に応じてスクールカウンセラーや市の臨床心理士、教育相談員等の専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめられた子ども、保護者に対して適切に情報を提供するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支援する。いじめを行った子ども、保護者に対しても事実を丁寧に伝え、その行為の重大さと再発防止を認識してもらう。そして教育委員会へ報告する。
- (4) 市の相談窓口を通じて関係機関との連携を図り、加害・被害双方の児童や、保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すために支援に努める。

## 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについて、P D C A（PLAN→DO→CHECK→ACTION）サイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、評価結果を基に学校の「いじめ防止にたいする取り組み」について検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

## その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を、年間計画に位置づけ実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、学校HPに掲載して保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【別紙】

いじめによる重大事態への対処に関するフローチャート図

